

# 福井市屋外広告物条例

平成30年12月18日

条例第78号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限等（第3条 第30条）
- 第3章 屋外広告業（第31条 第47条）
- 第4章 雑則（第48条・第49条）
- 第5章 罰則（第50条 第52条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- (3) 広告物等 広告物又は広告物を掲出する物件をいう。

### 第2章 広告物等の制限等

#### （禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区として定められた地域（市長が定める地域を除く。）

- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により準景観地区に指定された区域のうち市長が定める地域
- (3) 景観法第76条第1項の規定に基づく条例で建築物又は工作物の形態意匠の制限が定められている区域のうち市長が定める地域
- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の重要文化財若しくは同法第78条第1項の重要有形民俗文化財に指定され、又は同法第57条第1項の文化財登録原簿に登録された建造物の敷地のうち市長が定めるもの、同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定された地域、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第143条第2項の規定により伝統的建造物群保存地区として定められた地域
- (5) 前号に掲げる地域又は場所の周囲の地域のうち市長が定める地域
- (6) 福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項の福井県指定有形文化財又は同条例第34条第1項の福井県指定有形民俗文化財に指定された建造物の敷地のうち市長が定めるもの及び同条例第43条第1項の福井県指定史跡、福井県指定名勝又は福井県指定天然記念物に指定された地域
- (7) 前号に掲げる地域又は場所の周囲の地域のうち市長が定める地域
- (8) 福井市文化財保護条例(昭和44年福井市条例第24号)第3条第1項の福井市指定文化財に指定された建造物の敷地のうち市長が定めるもの
- (9) 前号に掲げる場所の周囲の地域のうち市長が定める地域
- (10) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域に指定された地域(市長が定める地域を除く。)
- (11) 福井県自然環境保全条例(昭和48年福井県条例第1号)第11条第1項の福井県自然環境保全地域に指定された地域(市長が定める地域を除く。)
- (12) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により国立公園に指定された地域及び同条第2項の規定により国定公園に指定された地域のうち市長が定める地域
- (13) 福井県立自然公園条例(昭和33年福井県条例第53号)第2条第1号の福井県立自然公園に指定された地域のうち市長が定める地域
- (14) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により同項第11号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域

- (15) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の地域
- (16) 前号に掲げる地域の周囲の地域のうち市長が定める地域
- (17) 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道、軌道、索道及びこれらに接続する地域のうち市長が定める地域
- (18) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及びこれに接続する地域のうち市長が定める地域
- (19) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域のうち市長が定める地域
- (20) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院及び公衆便所の敷地並びに博物館その他の公共施設で規則で定めるものの敷地
- (21) 前号に掲げる敷地の周囲の地域のうち市長が定める地域
- (22) 古墳、墓地及びこれらの付近の地域のうち市長が定める地域
- (23) 火葬場、葬祭場、社寺及び教会の敷地
- (24) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が定める地域又は場所

2 市長は、地域の特性に応じた良好な景観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、禁止地域等の区分を定めるものとする。

（禁止物件等）

第4条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、地下道（広告物等を表示し、又は設置するための設備に係る部分を除く。）及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (5) 信号機、道路標識その他これらに類するもの（これらを支える電柱その他の柱を含む。）
- (6) 道路上の柵、こまどめ、里程標その他これらに類するもの
- (7) 消火栓及び火災報知機
- (8) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び路上変電設備
- (9) 送電塔、送受信塔、照明塔及び火の見やぐら
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

(11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 電柱(前項第5号に該当するものを除く。)、街灯柱その他これらに類するものには、貼り紙、貼り札、立看板又はのぼりを表示してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第5条 禁止地域等以外の地域又は場所(以下「許可地域等」という。)において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、地域の特性に応じた良好な景観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、許可地域等の区分を定めるものとする。

(広告物活用地区)

第6条 市長は、許可地域等のうち、当該地域の活気を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める地域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示され、又は設置される広告物等については、規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合するものであることについて市長の確認を受けたものに限り、前2条の規定は、適用しない。

(景観保全型広告物整備地区)

第7条 市長は、広告物等の表示又は設置に当たり、当該地域の景観との調和を図り、良好な景観を保全することが特に必要であると認める地域を、景観保全型広告物整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告物整備地区を指定するときは、当該景観保全型広告物整備地区における広告物等の表示又は設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本的な方向

(2) 広告物等を表示し、若しくは設置する場所又は広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示若しくは設置の方法に関する事項

4 景観保全型広告物整備地区において広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等の表示又は設置が基本方針に適合するように努めなければならない。

5 景観保全型広告物整備地区において、第9条第2項各号に掲げる広告物等で規則で定めるものを表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出があった場合において、基本方針の内容に照らし必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

( 広告物協定地区 )

第8条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等の相当の区間に隣接する土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、その全員の合意をもって、当該土地について、一定の地域を定め、当該地域の景観を保全するため、当該地域における広告物等の表示又は設置に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結することができる。

2 広告物協定を締結しようとする土地所有者等は、その代表者を定め、規則で定めるところにより、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けなければならない。

3 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の対象となる地域(以下「広告物協定地区」という。)

(2) 広告物等を表示し、若しくは設置する場所又は広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示若しくは設置の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

4 広告物協定を締結した土地所有者等(以下「協定者」という。)は、第2項の認定を受けた広告物協定を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

(1) 協定者から広告物協定に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権を承継した者又は当該土地の地上権若しくは賃借権の設定を受けた者が次項の規定により広告物協定に参加するとき。

(2) 協定者が広告物協定に係る土地の地上権又は賃借権の消滅により協定者でなくなるとき。

5 協定者から広告物協定に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権を承継した者又は当該土地の地上権若しくは賃借権の設定を受けた者は、当該承継又は設定の時に、協定者の代表者に対し、書面での意思を表示することにより、当該広告物協定に参加することができる。

6 市長は、第2項若しくは第4項の認定を受けようとする者又は当該認定を受けた協定者に対し、

技術的な助言をすることができる。

7 市長は、広告物協定地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を保全するため、必要な指導及び助言をすることができる。

8 協定者は、広告物協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもってその旨を定め、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物等については、第3条から前条までの規定(第3条第2項及び第5条第2項の規定を除く。)は、適用しない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるものの

(3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるところにより市長に協議したもの

(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札、ちょうちん若しくは看板の類又はこれらを掲出する物件

2 次に掲げる広告物等については、第3条第1項及び第5条第1項の規定は適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、商号、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所地等(居住又は営業若しくは事業の用に供される建物その他の施設の敷地をいい、当該施設と一体的に使用される駐車場、倉庫その他の施設の敷地を含む。第14条において同じ。)に表示し、又は設置する広告物等(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場における仮設の囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(6) 鉄道の車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 人、動物、車両(鉄道の車両及び自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物

(8) 地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に当該地方公共団体の定めるところによ

り表示する広告物

(9) 自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）が公共的目的をもって設置する掲示板に当該自治会等の定めるところにより表示する広告物

(10) 鉄道の車両又は自動車で、その使用の本拠の位置が他の地方公共団体の広告物等に関する条例の適用を受ける区域内に存するものに表示される広告物であって、当該条例の規定に適合して表示されるもの

3 前2項各号に掲げる広告物等及び第5項に規定する場合に該当する広告物等を除くほか、次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1) 自家用広告物等

(2) 公共の安全、環境の保全その他の公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

(3) 鉄道の車両又は自動車に表示される広告物

(4) 事業所又は営業所に案内するために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物等については、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第1項第2号、第9号又は第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物等のうち、その所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

5 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名又は寄贈年月日を表示する場合には、第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定は、適用しない。

（禁止広告物）

第10条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、又は設置してはならない。

(1) 汚染し、若しくは退色し、又は塗料等が剝離した広告物等で、著しく良好な景観又は風致を損なうおそれがあるもの

(2) 破損し、又は老朽した広告物等で、著しく良好な景観若しくは風致を損ない、又は公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの

(3) 倒壊し、又は落下するおそれがある広告物等

(4) 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を損なうおそれがある広告物等

(5) 1箇所に同一のものを多数集中して表示し、又は設置した広告物等

(6) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

(7) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(許可基準)

第11条 この条例の規定による広告物等の表示又は設置に関する許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物等の表示又は設置が前項の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

(許可等の期間等)

第12条 市長は、この条例の規定による許可又は確認(以下「許可等」という。)をする場合においては、当該許可等の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 この条例の規定による許可等の期間は、3年を超えない範囲内で、規則で定める。

3 市長は、申請に基づきこの条例の規定による許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可等)

第13条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物等の変更又は改造(規則で定める軽微な変更又は改造を除く。次条において同じ。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可等を受けなければならない。

(経過措置)

第14条 一の地域又は場所が新たに禁止地域等となった際現にこの条例に適合して当該地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等(以下この項及び第4項において「禁止地域広告物等」という。)については、当該地域又は場所が禁止地域等となった日から6年間(貼り紙、貼り札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでな

い。

- 2 住所地等でない地域又は場所が新たに住所地等となった際にこの条例に適合して当該地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等（当該広告物等が新たに自家用広告物等に該当することとなるものを除く。）については、当該住所地等となった日から6年間（貼り紙、貼り札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでない。
- 3 住所地等において、第9条第3項第1号に掲げる広告物等として同項の許可を受けて適法に表示し、又は設置されている広告物等であつて、当該広告物等を設置した者以外の者が同条第2項第1号に掲げる広告物等を表示し、又は設置することにより第11条第1項の許可の基準に適合しなくなるもの（以下この項及び次項において「不適合広告物等」という。）については、当該許可の基準に適合しなくなった日から6年間（貼り紙、貼り札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間）は、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでない。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、建物に表示され、又は設置されている禁止地域広告物等又は不適合広告物等であつて、当該禁止地域広告物等又は不適合広告物等の除去、変更又は改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものについては、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等又は不適合広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでない。

（許可等の表示）

第15条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物等に、規則で定めるところにより、証票を貼り付け、又は押印若しくは打刻印を受けなければならない。

（広告物等管理者の設置）

第16条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、又は設置する者（以下「広告物表示者等」という。）は、当該広告物等を管理する者（以下「広告物等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

- 2 広告物等管理者は、規則で定める広告物等を管理する場合には、規則で定める資格を有する者でなければならない。

（広告物等管理者等の届出）

第17条 広告物表示者等は、前条第1項の規定により広告物等管理者を置いたときは、遅滞なく、

規則で定めるところにより、当該広告物等管理者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物表示者等又は広告物等管理者（以下「広告物表示管理者等」という。）に変更があったときは、変更後の広告物表示管理者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可等に係る広告物表示管理者等は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（管理義務）

第18条 広告物表示管理者等は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

（除却義務）

第19条 広告物表示管理者等は、この条例の規定による許可等の期間が満了したとき、若しくは次条の規定によりこの条例の規定による許可等が取り消されたとき、又は広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、直ちに、当該広告物等を除却しなければならない。第14条第1項から第3項までに規定する広告物等について同条に規定する期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可等の取消し）

第20条 市長は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

(1) 第12条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

(2) 第13条の規定に違反したとき。

(3) 第22条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例の規定による許可等を受けたとき。

（立入検査等）

第21条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、広告物表示管理者等から報告を求め、又はその職員に、広告物等に関係のある土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しく

は広告物を掲出する物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(違反に対する措置)

第22条 市長は、第10条又は第18条の規定に違反した広告物表示管理者等に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、第3条第1項、第4条、第5条第1項若しくは第19条第1項の規定に違反し、又は前項の規定による市長の命令に違反した広告物表示管理者等に対し、広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該違反に係る広告物等の除却を命ずることができる。
- 3 市長は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合には、5日以上の期間を定めて、その期間内にこれを除却すべき旨及びその期間内に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。  
(広告物等を保管した場合の公示事項及び公示方法)

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
  - (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
  - (3) 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
    - (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物にあっては、7日間)規則で定める場所に掲示すること。
    - (2) 保管した広告物等が法第8条第3項第2号に掲げる広告物等である場合であって、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等(同条第2項に規定する所有者等をいう。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公報若しくはこれに準ずるもの又は新聞紙に掲載すること。
  - 3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより、保管し

た広告物等に関する事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させなければならない。

( 広告物等の価額の評価の方法 )

第 2 4 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

( 保管した広告物等を売却する場合の手續 )

第 2 5 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

( 公示の日から売却可能となるまでの期間 )

第 2 6 条 法第 8 条第 3 項第 1 号の条例で定める期間は、7 日間とする。

2 法第 8 条第 3 項第 2 号の条例で定める期間は、3 月間とする。

3 法第 8 条第 3 項第 3 号の条例で定める期間は、2 週間とする。

( 広告物等を返還する場合の手續 )

第 2 7 条 法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物等 ( 同条第 3 項の規定により売却した代金を含む。 ) の返還のための手續は、規則で定める。

( 処分手續等の効力の承継 )

第 2 8 条 広告物表示管理者等に変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により、変更前の広告物表示管理者等がした手續その他の行為は変更後の広告物表示管理者等がしたものとみなし、変更前の広告物表示管理者等に対してした処分、手續その他の行為は変更後の広告物表示管理者等に対してしたものとみなす。

( 福井市屋外広告物審議会 )

第 2 9 条 広告物に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として福井市屋外広告物審議会 ( 以下「審議会」という。 ) を置く。

2 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第 3 条若しくは第 5 条第 2 項の規定により地域、場所若しくはそれらの区分を定め、第 4 条の規定により物件等を定め、第 6 条第 1 項の規定による指定をし、若しくは第 8 条第 2 項若しく

は第4項の認定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第7条第1項の規定による指定をし、若しくは基本方針を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第6条第2項、第9条第2項第1号から第4号まで若しくは第6号、第3項第4号、第4項各号若しくは第5項若しくは第11条第1項に規定する規則で定める基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(公告及び公表)

第30条 市長は、第3条若しくは第5条第2項の規定により地域、場所若しくはそれらの区分を定め、第4条の規定により物件等を定め、若しくは第6条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。

2 市長は、第7条第1項の規定による指定をし、若しくは基本方針を定め、又はこれらを変更したときは、その旨及び基本方針の内容を公表するものとする。

3 市長は、第8条第2項又は第4項の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る広告物協定の内容を公表するものとする。

### 第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第31条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、登録の更新を受けなければならない。

4 前項の登録の更新の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第32条 前条第1項の登録(同条第3項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 福井市の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
  - (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
  - (4) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、主たる事務所の所在地及びその役員の氏名)
  - (5) 営業所ごとに選任される業務主任者(第40条第1項の規定により選任される業務主任者をいう。第34条第1項第7号において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第34条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第33条 市長は、前条第1項の登録申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第34条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第44条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第31条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第44条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第44条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第35条 屋外広告業者は、第32条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、第44条第1項の規定により登録を取り消す場合を除き、その届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第36条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第37条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 福井市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第38条 市長は、屋外広告業者が第31条第3項の登録の更新を受けなかったとき、前条第2項

の規定により屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第44条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第39条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示又は設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

(業務主任者の設置)

第40条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、その者に次項に規定する業務を行わせなければならない。

(1) 登録試験機関(法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関をいう。)が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条の規定による講習会の課程を修了した者

(3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を有する者、同法第44条第1項の技能検定に合格した者又は同法に規定する職業訓練を修了した者(これらの者のうち規則で定める者に限る。)

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する業務を行うものとする。

(1) この条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 第42条第1項の規定による帳簿の記載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、屋外広告業の適正な実施の確保に関すること。

3 屋外広告業者は、営業所において業務主任者が欠けるに至ったときは、2週間以内に、業務主任者を選任しなければならない。

(標識の掲示)

第41条 屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第42条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載しなければならない。

2 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該帳簿を閉鎖後5年間、営業所ごとに保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第43条 市長は、福井市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第44条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第31条第1項の登録を受けたとき。

(2) 第34条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第35条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消し等をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、前項の規定による処分を受けた者に通知しなければならない。

(福井県の登録を受けた者に関する特例)

第45条 第31条から第36条まで、第38条及び第44条の規定は、福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例第45号。以下「県条例」という。)第30条第1項又は第3項の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって福井市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第31条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、福井市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は福井市の区域内で屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

4 屋外広告業者が県条例第30条の登録を受けたときは、その者に係る第31条第1項又は第3

項の登録は、その効力を失う。

- 5 市長は、第1項に規定する者であって福井市の区域内で屋外広告業を営むものが、第44条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて福井市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 6 市長は、前項の規定により停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、当該停止を命じられた者に通知しなければならない。
- 7 前項に規定する場合においては、市長は、次条に定める屋外広告業者監督処分簿に、当該停止を命じた年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

第46条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第44条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査等)

第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、福井市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第4章 雑則

(手数料)

第48条 第5条第1項、第6条第2項又は第9条第3項の規定による許可等(第12条第3項の規定による許可等の期間の更新を含む。)を受けようとする者は、申請の際に別表に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 登録申請者は、申請の際に1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。
- 3 講習会を受けようとする者は、受講の申込みの際に3,500円の手数料を納付しなければならない。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の手数料は、還付しない。ただし、第1項又は第3項に規定する手数料にあっては、市長

が特に必要があると認めるときには、還付することができる。

(規則への委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第31条第1項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第31条第1項の登録を受けた者

(3) 第44条第1項又は第45条第5項の規定による市長の命令に違反した者

2 第22条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項、第4条、第5条第1項、第13条又は第19条第1項の規定に違反した者

(2) 第22条第1項の規定による市長の命令に違反した者

(3) 第35条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第40条第3項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかった者

(3) 第47条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

(過料)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第37条第1項又は第45条第3項の規定による届出をしなかった者

(2) 第41条に規定する標識を掲げない者

(3) 第42条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

(4) 第42条第2項の規定に違反して、帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に県条例の規定による許可の申請がなされているものに係る許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に県条例第30条第1項又は第3項の規定により屋外広告業の登録を受けている者が、施行日以後引き続き福井市の区域内において屋外広告業を営もうとする場合は、施行日から6月を経過するまでの間は、第45条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をしないで屋外広告業を営むことができる。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(禁止地域等の指定等の手続の特例)

6 第29条第2項の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、審議会の意見を聴かないで、第3条若しくは第5条第2項の規定による地域、場所若しくはそれらの区分を定め、第4条の規定により物件等を定め、又は第6条第2項、第9条第2項第1号から第4号まで若しくは第6号、第3項第4号、第4項各号若しくは第5項若しくは第11条第1項に規定する基準を定めることができる。

(福井市手数料徴収条例の一部改正)

7 福井市手数料徴収条例(大正7年福井市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表(第48条関係)

種類	単位	金額	備考
貼り紙	50枚(50枚未満の端数がある)	190円	

	るときは、50枚として計算する。)につき		
貼り札	1枚につき	40円	
立看板	1個につき	220円	
電柱広告	1個につき	310円	
広告板 広告塔 移動広告	1個(3平方メートル未満)につき 1個(3平方メートル以上)につき	440円 880円(3平方メートル増すごとに440円を加算する。)	発光装置、照明装置等を有する広告物等については、1個につき、左記の金額にその10分の5に相当する額を加算する。
気球広告	1個につき	620円	
広告幕	10平方メートル(10平方メートル未満の端数があるときは、10平方メートルとして計算する。)につき	310円	
ぼんぼり あんどん	1灯につき	50円	
のぼり	1枚につき	50円	